

々については、入域許可申請書類が都道府県知事、総理府特達第二課を経由して東京の米民政府渡航課に送付されるとそこで一応の調査をなし、(普通はこゝで許可決定がなされる)そこから更に那覇の同政府公安部に送付され、そこで再び慎重な調査をした上でこれに対する許可、不許可の決定がなされているともいわれている。

こうして、沖縄への渡航を拒否された人々の中には、大内兵衛、桑原武夫、中野好夫氏らのような人も含まれている。また、母親の病氣見舞のために渡航申請をして拒否され、とうとうその死目にも会えず、その後、せめて墓参だけでもと思つて申請したら再び拒否されたという沖縄出身の弁護士もいる。

現に米民政府当局は、今回の自由人権協会の調査団員として予定されていた森川金寿、松岡洋子、星野安三郎の三名に対しても渡航を拒否した。

これらの事実からも明らかのように、米民政府当局のこのような渡航拒否は、単にこれらの人々の国内における旅行の自由を侵害しているだけではない。これは、まさしくこれらの人々の渡航を拒否することによつて、沖縄の人々からいわゆる「聞く自由」「知る自由」を奪い、その思想または、言論を制限する結果を招いているのである。

五 布令一四五号と軍労働法による労働基本権の剝奪と思想調査

(一) 布令一四五号の実態

(1) 認可手続の解釈と実態

布令一四五号は「在琉米合衆国軍隊の安全に河ら不利な影響を与えないという民政官の裁断がない限り、団体又は個人のいかなるものも琉球の諸法規によつて付与された団体交渉又は諸権利及び恩典取得を目的

とする労働組合とはみなされない」とし、認可に先立つて、労働組合の役員および代表者の名簿を民政官に提出することを命じている。

この布令の解釈については、現在米国民政府と琉球側とに見解の不一致がある。琉球政府労働局及び中労委は、かねてこの規定は、労働委員会の救済や調整手続をうけるための資格要件にすぎず、非認可又は未認可の組合でも基本的な労働三権（团结権、団体交渉権、争議権）を有しているとの見解をもっていた。然るに一九五八年アイランド・エンタープライズ社（その労働組合は未認可）の労働争議の最中、バジャ―首席民政官は書簡をもつて、「このような組織が法的要件になつてゐる旨、政府機関が証明しない限り、労働組合又は組合役員と称するいかなる団体又は個人も労働組合としてのいかなる特権又は権利も有するものではない」、とのべ、琉球政府の機関に混乱をなくするよう一貫した措置をとることを命じた。労働組合を米民政府の認可制にし、非認可の組合には労働基本権を認めないというような制度に対しては、当然のことながら、沖縄のすべての人々から強い反対をうけた。

一九五八年八月二二日には、琉球政府立法院は、全住民の名において「民主社会における労働政策に逆行するもの」として布令一四五号の即時撤廃の要望を決議した。又琉球政府裁判所は一九五九年一〇月および一九六一年三月二度にわたつて、バジャ―書簡に反対し、労働基本権は民主社会においては奪うべからざる権利であり、大統領行政命令もこれを保障しているとして、非認可組合にも労働三権があると判決した。又本年九月、全沖縄労働組合連合会は、布令撤廃促進のため、このような認可手続を以後とらない旨を決議した。

(2) 認可と不認可の実例

従来認可手続は、結成した労組が、その代表者名簿を備えて、中労委を経由して米民政府に認可申請書を提出することになつてゐる。この申請に対し、認可、不認可を決定するのは、米民政府である。同布令によると、一たん認可された組合でも、役員の変更があるとその度に新役員名簿を提出し、民政官は、

「その役員が適任であるかどうか」を判断し通知することになつてゐる。

現在までに認可された組合数は六五、その組合員数は九三九七名である。

また現在までに不許可となつたか、又は許可を取消されたものは、一九五七年に沖縄食糧KK労働組合、全沖縄労働組合連合会、六〇年に山田パス労働組合、コココーラKK労働組合、本年に至つて全沖縄タクシー運転手労働組、アメリカン・フォート・サービス労働組がある。

その不許可理由の殆んどすべては「提出された役員名簿には、適當でない者の氏名があるから、それを改選せよ」というのである。又なかには、「組合の専従書記も組合の代表者とみなすから名簿に登録して提出せよ」というものもある。拒否した役員は「適當でない」というだけでその具体的理由は何ら示されていない。たとえば、アメリカン・フォート・サービス社の例によれば米民政府の拒否通知はつぎのようなものである。

アメリカン・フォート・サービス社労働組の承認拒否に関する通知

一、一九六一年三月二七日當輪琉勞に第三一號、首題「アメリカン・フォート・サービス労働組合の新役員について」を参照のこと。

二、一九五五年三月一八日付民政府令第一四五號、首題「労働組合の承認手続」の規定に拠り、アメリカン・フォート・サービス労働組合はその役員およびその他の代表者名簿の中、横井政義、名嘉真直幸および宮城昇睦が含まれている限りにおいては、引き続き認可することを承認されない旨通知する。

以前の役員任期は、満了しているので、アメリカン・フォート・サービス労働組合は、横井、名嘉真、宮城を含まない新たな役員候補者名簿が提出されるまでは、引き続き認可することを否認される。

従来認められなかつたもののなかには人民党等の黨員も含まれているが、それだけではなく、組合活動に活潑な非政黨員もある。われわれはその事実上の基準について、琉球政府關係機関および労働組合側に尋ねたが、理解しうる規程は存在しない、きわめて不明確な適用をしているというのが、両者の一致した

回答であつた。

(3) 法規の批判と米民政府の考え方

ILO条約八七号条約二条「労働者及び使用者は自ら選択する団体を事前の許可を受けることなく設立する：：権利をいかなる差別もなしに有する」を引用するまでもなく、布令一四五号の定める許可認可制、役員認可制、その全く不明確な規準と恣意的な適用が、民主主義の基本原則に反することは極めて明らかである。しかもこの布令は米国占領当初から存したものではなく、その後約一〇年を経て、立法院が日本本土と同様の労働三法を議決した二年後に、民政副長官（琉球米軍司令官、現在の高等弁務官）によって制定されたものである。

こゝに、日本国憲法二八条を源流とする労働三法と布令一四五号とは、労働組合に対する取扱において全く矛盾する。いかに自主的な労働組合の育成を米民政府が呼号しようとも、布令一四五号の下においては、不可能である。

われわれは、米民政府当局に対してこの点を指摘し、布告の必要性の根拠を尋ねたが、一軍労働者との均衡上、すべての労働者は平等に取扱われねばならない。そして最大の理由は共産主義者が組合を支配するのを防ぐ軍事上の必要からである。現在民間には四〇以上の労働組合があるから、この狭い沖縄において、その影響力を見逃すわけにはいかない」というのであつた。

しかし沖縄には共産党と称する政党はない。また法制上、非合法とされる政党や結社もない。米民政府から沖縄における極左的政党であるとして陰に陽に差別的に取り扱われている人民党も、現行法制上非合法政党ではない。われわれは、現在、暴力によつて琉球米民政府や琉球政府を顛覆させることを目的とする政党や団体が沖縄にあると考えられる何らの資料にも接しなかつた。また、そのような行為によつて処罰をうけたという事例も存在していない。

のみならず、選任された役員が「適任であるか否か」という漠然たる規準によつて、民政官がその労働組合全体の基本件を剥奪しようという極端な立法を正当化すべき何らの理由を発見しえなかつた。

そこでは既に、行為が取締られているのではなく、權利自体が、いな「思想」が取締られているのである。これは「軍事上の必要」という言葉によつて決して正当化しうるものではない。

(4) 思想調査の実例

われわれは、布令一四五号によつて労働基本権が剥奪されているにとどまらず、思想調査の根拠となり、沖縄の労働者に大きな不安を与えている事実を遺憾ながら指摘せざるをえない。

〔実例 I〕

思想調査は既にこの布令が施行された初期の頃から行なわれている。われわれは、この点について、多くの訴えを聞いた。例えば一九五六年沖縄に全通労働組が結成された際、結成大会の翌日、二二名の執行委員全員の家や隣家に私服警察がきて、本人および家族の動静の調査を行なつた。

〔実例 II〕

本年五月一四日、ライカム時計店労働組が結成され、六月一八日に、布令一四五号による認可申請手續が行なわれた。間もなくOICの係員が、労働組の委員長の高橋にきて、政党関係、交友関係の調査を行なつた。九月五日、労働委員長はOIC本部に出頭を求められ、午前一〇時から、午後二時半頃まで（その間一時間の休憩）二人のOIC係員から大要左の如き事項の尋問をうけた。

「米國が沖縄に駐留していることをどう思うか」

「どの政党的政策に共鳴するか」

「昨年一二月の立法院選挙の時にどの政党を支持したか」

「その選挙で誰に投票したか」

「家族はどの政党を支持しているか」

「君は人民党員ではないか」

この最後の質問に委員長が違うと答えると更に、

「調査によれば昨年選挙の時に、君が人民党のポスターをはつてゐるのを見たという人がある。君が人民党員でないというのなら、身のあかしを立てなければならぬ。その唯一の方法はウソ発見器にかかることだが、かゝつたらどうか」委員長は「そんな気味の悪いものにかゝるのは嫌だ」と断わり、その点をめぐつて一時間以上尋問が続けられた。

このライカム時計店労組は認可申請以来三ヶ月余を経て尙認可になつていない。

又コココーラKK労組の役員についても、右と同一の方法による調査が行なわれたと報告されている。このような事例は他にも報告されているが、本人の諒解がないので事柄の性質上公表できない。

□ 軍労働法の実態

(1) 軍労働法（布令一一六号）による労働権の剝奪と忠誠宣誓

沖縄には、本土と同様の労法三法があるがこれは、沖縄の労働・経済に重大な影響のある米軍労働者（約五十万人）には全く適用されない。米軍労働者は布令一一六号による全く別な法規によつて規制されている。

軍労働者は四種類に分けられているが、そのうちで約二十万人に近い、米軍政府割当資金による直接破用者には団体交渉権がなく、争議行為を行なつたときは解雇されたか処罰される。この布令は、水道、電気、軍輸、郵便、電信、電話、ラジオ、医療機関、港湾業務、政府機関の石油事業、その他高等弁務官が重要なものと宣言する事業の各争議行為を禁止し、違反者を処罰する旨定めている。更に、ストライキを禁止されていない労働者についても、米軍政府の占有又は使用する地域での争議の際のピケッティングまでが禁止され、処罰される。

特にこの布令でわれわれが注目したのは、忠誠の宣誓条項の運用と実体である。布令一二条は米軍政府

に對シストライキを主張する団体、暴力による米國政府の顛覆を唱える団体の一員でないことを宣誓した供述書を勞務者が提出することを命じている。具體的には軍勞務者は身上調査書を提出させられるが、その中には人民党又は民連（人民党と社会党を中心とする共斗会議）に加入していることの有無、加入していたことの有無を記入するようになっており、甚しきは親戚、友人がそのような団体に加入しているか否かの記入を求められることがあると報告されている。

先にも指摘したとおり、人民党や民連は、暴力による米國政府の顛覆を唱導していないが、この忠誠調査の対象とされ、該当者とみられたものは現に解雇されている。しかもこの該当認定はOIO等の調査に基き軍によつて一方的に行われて居り、軍勞務者のなかに非常な不安を抱かせている。

そもそも米國市民としての保護がなく、合衆國憲法の保障をうけないとされている沖繩の人々に、米國政府へ忠誠宣誓をさせることは、理論的にも甚だ疑問である。特に違反者に対して解雇の他五万円以下の罰金又は二年以下の懲役という重刑を科しているのが、注目される。

殊に軍勞務者が、思想的理由で解雇された場合、それは殆んど絶對的失業を意味する。軍關係の仕事に従事する青年から、何らかの行動をする時、自分たちは常に軍から睨込まれはしないかということを考えるようになってしまった。それ故に社会的問題特に政治的問題について関心をもつのがこわいという感じを常にもつている旨の感想をきいた。現に勞務者約五万、直僱勞働者約二万のうち勞働組合に加入しているもの僅かに二三〇三名にすぎない。組合の結成自体は別に禁じられておらず、むしろ軍勞働法によつても、法的には權利を保障されているにもかゝらず、軍勞務者の多くは、団体に加入することに極めて敏感であり、おびえている。その直接の大きな原因が、忠誠宣誓を根幹とする思想調査にあることは、次の不幸な事例からも推定される。

(2) 解雇と思想調査の事例

〔事例 I〕

本年の五月、軍施設のエンジニア・ポストに勤める五名の労働者は、軍から、人民党と民連に加入して、O I Oの二名の係員がきて、聞きたいことがあるからと自動車にのせ、小禄航空隊の中の金網に囲まれた建物内にある窓のない部屋に連れていかれた。そこへO I Oの係員がきて、誓約書に間違いはないか、人民党員だろう。との尋問が行なわれた。彼が否定すると、係官は、彼が一年前のメーデーの際紛失したパスと手帳をもつてきて、(入手経路不明)「うたごえ会員だろう」と尋ねた。四〇分位密室での尋問が続き一君が否定するならウソ発見器にかけてもいいか」といわれた。その際、彼は「強制する気か」と強く拒否した。その後彼は釈放され、一たん那覇に行き車をのりかえて元の職場につれ戻された。

〔実例 II〕

昨年O S I事件として沖繩で非常に有名になつたのは、大要次のような出来事であつた。

昨年十月、期限のきれたパスを改造したかどで、解雇された嘉手納航空隊勤務の女性(二一才)は、謝罪して復讐を頼んだところ、航空隊のO S I(特別調査部)の係員から「人民党に入党してその情報を提供すれば、O S Iが責任をもつて解雇を取消してやる」旨の話をうけた。

その女性は、貧困のため、一時はその条件をのみ、パスを再発行してもらつたが、同じ中元の人を裏切ることはできないとして、人民党の情報提供を断つた。そして事件が明るみに出た。その後、この女性が人民党の情報提供者であつたか否かをめぐつて、米空軍と本事件対策委員会との間に意見の対立があつた。しかし米空軍当局も、「空軍に人民党の情報を提供する約束をしたので、パスの偽造について寛大な措置をとることにしたが、その後さらに意をひるがえして、情報提供を断つたことは遺憾である」旨の声明を出し、人民党の情報提供を委嘱した事実を認めている。

この事件は、偶発的とは考えられない。本年四月沖繩人権協会設立以来、既に同様の訴えが軍労働者から三件なされているし、調査中にも訴えがされている。

〔実例 Ⅲ〕

沖縄人権協会が受理した軍労務者からの訴えは、三件とも、O I O又はO S Iの調査の結果、事実として人民党又は民連の一員であるとされ、人民党員ではないと書いた身上申告書は虚偽であるとの理由で懲戒解雇されたというのである。しかもいずれの軍労務者も、ウソ発見器にかゝることを強要されて居り、特に一件の事例では、O S I事件と同じく上司から、あらためて人民党に入党してその情報を提供することを勧誘されている。

このようなケースの全体的な数や方法対象を知ることには、事柄の性質上不可能である。しかし、短期間に政党と組合関係者から、最近生じた約十件の事例を聞き、そのうち半数以上のものについて、直接且、眞実性を不幸にして確認しえた。

(3) 軍労務者の救済手続の不備

軍労務者は解雇されたり不利益待遇をうけても、救済手続が現実には行われていない。制度的には、軍労務者についても、職場に苦情処理委員会があり、軍労働関係委員会（高等弁務官により米軍人三名、琉球人三名が任命される）があるが、殆んど現実には機能していない。特に後者は、労働者代表が委員に一名も加つておらず、労働者からは救済、調整機関として全く信用されていない。琉球政府当局も、それが機能していないし改善の必要があると述べた。

現在では、軍雇用員がその労働条件に関する権利紛争を琉球政府裁判所に提訴する方法はない。このことは、軍労務者を非常に消極的にさせ場合によつては絶望的にさせている。